

官民境界の申請をされる方へ

路政課では、下記に掲げる土地とそれに隣接する民有地との境界確定を行っています。

- (1) 大津市道として認定している道路
市道…大津市ホームページの「My Town おおつ」または路政課備え付けの市道認定路線情報に市道〇〇〇〇〇号線という形で掲載しています。
- (2) 法定外道路及び普通河川等
法定外道路…道路法の適応を受けない道で、これに付帯する施設・構造物も含まれます。
(通称：赤線・里道)
普通河川等…河川法の適用又は準用を受けない公共等の利用に供されている水路で、これに付帯する施設・構造物も含まれます。(通称：青線・水路)
- (3) 大津市道として認定していないが当課が所管している土地
当課所管地…所有者が大津市の有地番の土地で、路政課の所管である土地

1. 申請書について

- (1) 大津市道並びに法定外道路及び普通河川等の境界確定事務取扱要領(以下「要領」といいます。)様式第1号をご使用いただき、1部ご提出ください。(大津市ホームページからもダウンロード可能です)提出前に「境界確定申請書チェックリスト」にて確認いただき、申請書に添付してください。

記載注意点

- ① 申請者 …………… 土地所有者の記名をお願いします。ただし、例外として下記の(i)から(vi)に該当する場合はそれぞれに従ってください。
 - (i) 土地所有者が法人の場合は、法人代表者名で申請して下さい。また、法人が解散又は倒産しているときには、精算人又は破産管財人が申請して下さい。
 - (ii) 土地所有者が亡くなっている場合は、原則相続人全員で申請して下さい。
(相続人代表として申請だけは単独でも可能です)ただし、遺産分割協議書等で相続人が特定されている場合は、その方が申請して下さい。
 - (iii) 申請地が共有の場合は、原則共有者全員で申請して下さい。(共有者代表として申請だけは単独でも可能です)
 - (iv) 申請地が共有の場合でも、マンション等の区分所有建物の敷地で、共有者全員で申請することが困難な場合は管理組合の規約に基づいて決定された代表者が申請人になります。この場合は、管理組合等の規約の写し若しくは総会等の議事録の書面を添付してください。
 - (v) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とされる場合は申請書に法定代理人であることを証明する書類を添付して、申請書に土地所有者を記入した上で法定代理人の方が併記して申請してください。
 - (vi) 申請地が信託財産の場合は、委託者と受託者が共同して申請してください。この場合は信託原簿の写しを申請書に添付してください。
- ② 実務取扱者 …………… 書類の作成等の実務をされる方の連絡先を記入してください。

後日、実務取扱者宛てに立会日の連絡をさせていただきます。

③ 市有地の種類…境界確定を希望される公共用財産を記載してください。

例1) 市道〇〇〇〇〇号線（大津市〇〇一丁目字△▽100番） ← 市道の場合
※市道が有地番で構成されている場合は、括弧書きで地番も併せて記入してください。無地番の場合は記入不要です。

例2) 法定外道路（普通河川等） ← 法定外道路又は普通河川等の場合

例3) 大津市〇〇一丁目字△△100番 ← 当課所管の土地の場合

注意：申請地に隣接する公共用財産が複数種類存在する場合は、申請書の市有地の種類に複数種類存在する公共用財産名を併記して記入し提出してください。

④ 土地の所在 …… 全部事項証明書の記載どおりに記入してください。

⑤ 申請の目的 …… 申請の目的が登記申請・道路法の許可申請・開発行為の場合は該当するものを選択してください。また、それ以外の場合はその他の欄に申請の目的を具体的に記入してください。

⑥ 申請延長 …… 官民境界申請の申請ラインの延長距離を記入してください。

⑦ その他参考と …… もし参考となる様な資料等がある場合は添付してください。
なるべき事項 （地積測量図等）

(2) 添付書類

①. 位置図 …… 縮尺 1/1,500 から 1/2,500 程度で方位と周辺建物や地形が記載されたものを使用して、申請地を黄色で着色し、申請線を朱線で記入してください。

②. 公図 …… 登記官が内容証明した書面を交付請求したものを提出して下さい。（写し可）

ただし、閲覧で入手した公図の場合、転写した法務局の名称、日付、転写者の記名をお願いします。

公図には里道・水路の着色及び申請地を黄色で着色し、申請線を朱線で記入してください。

また、申請地が字界にある場合は、隣接する公図を添付した上で、合成図の作成をお願いします。この合成図には合成図の作成年月日と作成者の記名をお願いします。

③. 現況平面図 …… 現地及び周辺の状況が明確に把握できるように申請個所・周辺地形及び地上物件を正確に測量し、下記の要件を満たした実測図面を作成してください。図面は原則、日本工業規格 A 列 3 番以内で作成してください。

- ・ 方位・縮尺（1/250,1/300,1/500 のいずれか）を記入
- ・ 隣接土地所有者一覧表に記載が必要な範囲の土地の地番と土

地所有者名（共有地は共有者全員）を記入

- ・ 道路（道路名称を記載）、法定外道路、普通河川等の公共財産種類を記入
- ・ 河川の名称（一級河川等）を記入
- ・ 申請線を朱線で記入し、「境界確定申請線」と記入
- ・ 横断図の位置を示す横断線を記入
- ・ 隣接地、対側地で公共財産との境界が既に確定している場合は、その確定線を緑線で表示し、確定年月日と確定番号（記載されていれば）を記入
- ・ 測量年月日、図面作成日の記入
- ・ 図面作成者の資格と氏名の記入

④. 横断図 …………… 現地及び周辺の様子が明確に把握できるように申請個所・周辺地形及び地上物件を正確に測量し、下記の要件を満たした実測図面を作成してください。図面は原則、日本工業規格A列3番以内で作成してください。

- ・ 縮尺（1/50,1/100のいずれか）を記入
- ・ 申請地と公共財産を挟んだ対側地の地番と所有者名（共有地は共有者全員）を記入。ただし幅員が明らかに4m以上ある場合は記入不要。
- ・ 市道（道路名称を記入）、法定外道路、普通河川等の公共財産の種類を記入
- ・ 申請線を朱線で記入し、「境界確定申請線」と記入
- ・ 対側地で公共財産との境界が既に確定している場合は、その確定線を緑線で表示し、確定年月日と確定番号（記載されていれば）を記入
- ・ 測量年月日、図面作成日の記入
- ・ 図面作成者の資格と氏名の記入

⑤. 隣接土地所有者……………隣接土地所有者一覧は要領様式第4号(天津市ホームページからダウンロード可能)を使用し下記の要件を記載してください。
一覧表

- ・ 申請地を記載し、備考欄に「申請地」と記載し、申請地欄を黄色で着色する。
- ・ 申請地と境界確定協議を行う公共財産の記載。ただし、公共財産が無地番の場合は記載不要。
- ・ 申請地の隣接地。ただし、隣接地が公共財産の場合は、その公共財産の隣の土地（公共財産が幅員4m以上の市道の場合を除く）
- ・ 申請地と境界確定協議を行う公共財産を挟んだ対側地（公共財産が幅員4m以上の道路・水路の場合を除く）

⑥. 全部事項証明書……発行日より3ヶ月以内の全部事項証明書を申請地のみ添付してください。(原本を添付してください)

⑦. その他 …………… 参考となる測量図等(隣接土地所有者一覧表に記載されている土地すべて)があれば添付をお願いします。

申請者について全部事項証明書の住所が、住居表示や転居等によって変更になっている場合については、全部事項証明書の住所と現住所の関連が特定できるような証明書を添付してください。(例:住居表示証明書、住民票、戸籍の附票)

申請地について、土地所有者からの相続が発生している場合には、相続関係図を添付してください。その際作成者の記名押印をお願いします。

2. 現地立会

当課職員による申請地の事前調査が終了次第、現地立会日の調整の為の連絡をさせていただきますので、申請者及び実務取扱者が下記の関係者の参集をお願いします。

① 隣接土地所有者

② 市道・法定外道路・普通河川等を挟んだ対側地

ただし、幅員4m以上が確保できる場合は除く(市道、法定外道路、普通河川等)

③ 地元自治会長(ただし、本市担当者が不要とした場合は結構です。)

④ その他関係者(法定外道路・普通河川等の申請の場合)

・ 水利組合長(普通河川等で農業用水として使用している場合。農業組合で水利権を管理している場合は農業組合長)

・ 古くからの地域の事情に詳しい地元古老

また、隣接地及び対面地に既確定の官民境界確定が存在する場合は、現地立会までにその既確定線の復元をお願いします。

※ 申請地隣接地として、有地番の市有地・県有地・国有地等の公共財産が存在する場合は、申請者及び実務担当者の方がその土地を所管する所属を調査して、立会依頼を行って下さい。

※ 申請地に、法定外道路・普通河川等や幅員4m以下の市道が隣接している場合は、法定外道路・普通河川等・市道を挟んだ対側地の土地所有者も現地立会に参集して下さい。

3. 現地立会が不調の場合

現地立会で境界確認が出来なかった場合には、境界確定は不調になります。申請者とは境界確認ができたが隣接者との合意が得られなかった場合は、隣接者が主張する申請地との境界から控えた地点までの一部確定となります。また土地所有者に変更があった場合は不調となりますが、新所有者が境界を追認される場合は、境界確認が継続となります。公図混乱地

については公図訂正により隣接関係等が把握できない限り、原則不調となります。

なお、現地立会後1年以内に協議書が提出されない場合は原則不調となりますが、再立会を行い境界確認できた場合はその限りではありません。

4. 境界標等の埋設について

現地立会の上で境界確定の協議が整ったときには、境界プレート又は境界杭を官地側から確定地側に矢印を向けて設置してください。(境界プレートは路政課から支給します。)

5. 境界確定協議書

(1) 協議書の表紙には要領様式第5号をご使用ください。(様式については大津市ホームページからもダウンロード可能です)

提出部数は最低2部必要です。

- ① 隣接土地所有者として協議書の相手方には土地所有者の氏名を記入してください。
- ② 物件表示欄には次のように記入してください。

市有地

例1) 市道〇〇〇〇号線(大津市〇〇一丁目字△▽100番)←市道の場合
※市道が有地番で構成されている場合は、括弧書きで地番も併せて記入してください。無地番の場合は記入不要です。

例2) 法定外道路(普通河川等) ← 法定外道路又は普通河川等の場合

例3) 大津市〇〇一丁目字△△100番 ← 当課所管の土地の場合

- ③ 立会年月日は現地立会を行った日を記入してください。複数回にわたって立会を行った場合は、すべての立会日を記入してください。
- ④ 隣接土地所有者欄に土地所有者の記名押印(実印)をお願いします。ただし、例外として下記の(i)から(vi)に該当する場合はそれぞれに従ってください。
 - (i) 土地所有者が法人の場合は、法人代表者名を記載し、実印を押印して下さい。また、法人が解散又は倒産しているときには、精算人又は破産管財人が記名押印(実印)して下さい。
 - (ii) 土地所有者が亡くなっている場合は、相続人全員の記名押印(実印)が必要です。ただし、遺産分割協議書等で相続人が特定されている場合は、その方が記名押印(実印)して下さい。(戸籍謄本等や遺産分割協議書等の写し等の相続関係を証明する書類を提出していただく必要があります)
 - (iii) 確定地が共有の場合は、共有者全員で記名押印(実印)して下さい。
(例外は(iv)に該当する場合)
 - (iv) 確定地が共有の場合でも、マンション等の区分所有建物の敷地で、共有者全員で確定することが困難な場合は管理組合の規約に基づいて決定された代表者が確定協議書の相手方となり、記名押印(実印)していただくこととなります。この場合は、管理組合等の規約の写し若しくは総会等の議事録の書面を添付してください。

(v) 土地所有者が法定代理人として親権者、成年後見人、保佐人、補助人等を必要とされる場合は確定協議書に法定代理人であることを証明する書類を添付して、協議書に土地所有者を記入した上で法定代理人の方が併記押印（実印）してください。

(vi) 確定地が信託財産の場合は、委託者と受託者が共同して記名押印（実印）してください。この場合は信託原簿の写しを協議書に添付してください。

(2) 官民境界確定承諾書は、要領様式第7号(天津市ホームページからダウンロード可能)をご使用ください。

境界確定承諾書に記名押印（認印）していただく必要があるのは下記の方になります。

- ① 隣接土地所有者
- ② 市道・法定外道路・普通河川等を挟んだ対側地の土地所有者
(ただし、幅員4m以上の道路・水路の場合は除く)
- ③ 地元自治会長（ただし、本市が不要と認めた場合は承諾は不要です。）
自治会長等の押印については、「〇〇自治会長」等、自治会名及び肩書きを記入した上で職印（角印）の押印をお願いします。
- ④ その他関係者（法定外道路・普通河川等の申請の場合）
水利組合長（普通河川等で農業用水として使用している場合。農業組合で水利権を管理している場合は農業組合長）

隣接地・対面土地が共有名義になっている場合は、共有者全員の記名押印をお願いします。また、隣接地・対面土地について、土地所有者からの相続が発生している場合には「被相続人〇〇相続人代表 □□ △△」という形での記名押印をお願いします。併せて相続関係図の提出もお願いします。その際、作成者の記名押印をお願いします。

(3) 添付書類

- ①. 位置図 …………… 縮尺 1/1,500 から 1/2,500 程度で方位と周辺建物や地形が記載されたものを使用して、確定地を黄色で着色し、確定線を朱線で記入してください。
- ②. 公図 …………… 登記官が内容証明した書面を交付請求したものを提出して下さい。（写し可）
ただし、公図閲覧等で登記官の内容証明印の無い物の場合、転写した法務局の名称、日付、転写者の記名押印をお願いします。
公図には里道・水路の着色及び確定地を黄色で着色し、確定線を朱線で記入してください。
また、確定地が字界にある場合は、隣接する公図を添付した上で、合成図の作成をお願いします。この合成図には作成年月日

と作成者の記名押印をお願いします。

なお、有効期限は6ヶ月です。

- ③. 現況平面図 …… 現地及び周辺の様子が明確に把握できるように確定箇所・周辺地形及び地上物件を正確に測量し、下記の要件を満たした実測図面を作成してください。図面は原則、日本工業規格A列3番以内で作成してください。
- ・ 方位・縮尺（1/250,1/300,1/500 のいずれか）を記入
 - ・ 隣接土地所有者一覧表に記載が必要な範囲の土地の地番と土地所有者名（共有地は共有者全員）を記入
 - ・ 道路（道路名称を記載）、法定外道路、普通河川等の公共財産種類を記入
 - ・ 河川の名称（一級河川等）を記入
 - ・ 確定線を朱線で記入し、「官民境界確定線」と朱書で記入
 - ・ 引照点及び機械点（多角点）
 - ・ 境界点間の距離（朱書で記入）及び引照点から境界点間の距離
 - ・ 横断図の位置を示す横断線を記入
 - ・ 隣接地、対側地で公共財産との境界が確定している場合は、その確定線を緑線で表示し、確定年月日と確定番号（記載されていれば）を記入
 - ・ 測量年月日、図面作成日の記入
 - ・ 図面作成者の資格と記名押印
 - ・ 各測量点は、1～4級基準点及び街区基準点を利用して世界測地系にて座標化すること。街区基準点の世界測地系座標については建設部交通・建設監理課にて公表しています。
 - ・ 距離は算用数字を用い、m（メートル）単位とし、小数点第3位以下は切り捨てて表示。
 - ・ 測点については別紙に測点図として作成しても構わない。
- ④. 横断図 …………… 現地及び周辺の様子が明確に把握できるように確定箇所・周辺地形及び地上物件を正確に測量し、下記の要件を満たした実測図面を作成してください。図面は原則、日本工業規格A列3番以内で作成してください。
- ・ 縮尺（1/50,1/100 のいずれか）を記入
 - ・ 確定地と公共財産を挟んだ対側地の地番と所有者名（共有地は共有者全員）を記入。ただし、幅員が明らかに4m以上ある場合は記入不要。
 - ・ 市道（道路名称を記入）、法定外道路、普通河川等の公共財産の種類を記入
 - ・ 確定線を朱線で記入し、「官民境界確定線」と朱書きで記入

- ・ 対側地で公共財産との境界が確定している場合は、その確定線を緑線で表示し、確定年月日と確定番号（記載されていれば）を記入
 - ・ 測量年月日、図面作成日の記入
 - ・ 図面作成者の資格と記名押印
- ⑤. 隣接土地所有者 …… 隣接土地所有者一覧は要領様式第4号(大津市ホームページからダウンロード可能)を使用し下記の要件を記載してください。なお有効期限は3ヶ月です。
- ・ 確定地を記載し、備考欄に「確定地」と記載し、確定地欄を黄色で着色する。
 - ・ 確定地と境界確定協議を行う公共財産の記載。ただし、公共財産が無地番の場合は記載不要。
 - ・ 確定地の隣接地。ただし、隣接地が公共財産の場合は、その公共財産の隣の土地（公共財産が幅員4m以上の道路・水路の場合を除く）の土地についても記入
- ⑥. その他添付書類 …… 表紙に押印した実印の印鑑登録証明書を台紙に貼り付けて下さい。土地所有者が法人の場合は、印鑑登録証明書と合わせて代表者事項証明書を添付してください。これら印鑑登録証明書と代表者事項証明書については、大津市保有分のみ原本を添付してください。（申請者保有分についてはコピーでも結構です）なお、有効期限は6ヶ月です。
- ⑦. 綴じ方 ……………… 全ての添付書類を綴じ、背の部分を袋綴じにした上で、土地所有者のみ表裏に実印で割印を押下してください。（共有地の場合は共有者全員で実印を押下してください）

※以上のことに注意し協議書を作成してください。作成された協議書は「境界確定協議書チェックリスト」により再度ご確認ください。

- ◇ 各項目の詳細は大津市道並びに法定外道路及び普通河川等の境界確定事務取扱要領をご覧ください。
- ◇ その他、ご不明な点があれば路政課（Tel077-528-2858）までお問い合わせください。
- ◇ 大津市ホームページの下記項目より事務取扱要領や申請書などの書類の様式が閲覧、ダウンロードができます。

